

電気料金審査専門会合の検討事項について（案）

平成 27 年 9 月 4 日

電力取引監視等委員会事務局

1. 電気料金審査専門会合設置の趣旨

本年 9 月 1 日に開催した電力取引監視等委員会において、電気料金、託送料金の審査に際して、中立性・客観性を確保しつつ、外部専門家の知見を取り入れるため、電気料金審査専門会合の設置を決定。

本専門会合は、中立的・客観的かつ専門的な観点から、査定方針案等の検討を行う。

2. 今回の検討事項について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 9 条第 1 項の規定（参照条文を添付）に基づき、本年 7 月 29 日に北陸電力、中国電力、沖縄電力から、31 日に北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力、九州電力から経済産業大臣に対し託送供給等約款の認可申請が行われ、9 月 1 日に経済産業大臣より電力取引監視等委員会へ申請内容について意見聴取が行われたところであり、それらについて審査を行う。

（1）検討事項について

電力会社から経済産業省に提出された申請が、「電気事業法等の一部を改正する法律」、「電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令」及び「電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託

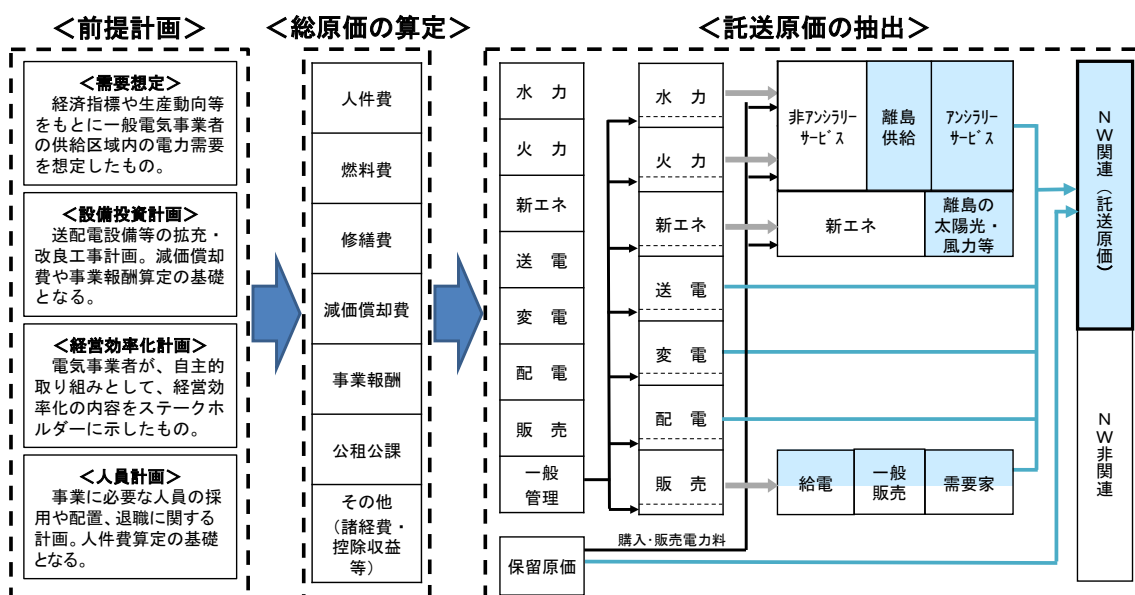
送供給等約款料金審査要領」に照らし妥当なものであるかどうかについての査定方針案を検討する。

(2) 検討の流れ

第1回、第2回では、電力会社から認可申請の概要の聴取を行う。

第3回以降は、原価総洗い替えの北陸電力、中国電力、沖縄電力について、料金算定のフローに沿って個別原価の審査を行い、その後、10社について制度改正を受けた対応等の審査を行う。

これらの審査を経て、本専門会合としての査定方針案をとりまとめる。



参照条文

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）

附 則

（託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置）

第九条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を送供給等をいう。第四項において同じ。）を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般電気事業者及び前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

3 ～ 6 （略）